

一般社団法人神奈川大学宮陵会地域組織活動助成金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川大学宮陵会（以下「本会」という。）の目的を達成するため、国内外で活動する会員組織に活動助成金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「会員組織」とは、別に定める一般社団法人神奈川大学宮陵会地域組織の設置等に関する取扱規程（以下「地域組織規程」という。）第2条に定める地域組織をいう。

(助成金の種類)

第3条 助成金の種類、金額等は、別表のとおりとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするときは、所定の様式により事由が発生してから1か月以内に本会会長に交付申請しなければならない。

2 前項の申請を行うときは、地域組織規程第6条に定める報告書を添付しなければならない。

3 地域組織を設置又は再建する場合には、事前に助成金の仮払いを受けることができる。ただし、総会終了後1か月以内に仮払金精算の手続きをしなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 一般社団法人神奈川大学宮陵会地域組織活動助成金取扱規則(平成26年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。